

北九保地介第2876号
平成31年 3月29日

各居宅介護支援事業所 管理者 様

北九州市保健福祉局地域福祉部
介護保険課長 岩村 恭代

長期連休中における利用者への配慮について

平素より、本市の保健福祉行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新天皇即位に伴う関係法令の適用により、4月27日(土)から5月6日(月)にかけては、貴居宅介護支援事業所及び各居宅サービス事業所において、最大10連休となる可能性が考えられます。

その際、利用者へのサービス提供が通常とは異なる頻度・内容になる事が考えられることから、長期連休中における利用者への必要なサービスの確保等の観点から、貴居宅介護支援事業所におかれましては、下記の点にご配慮くださいますようお願いいたします。

記

- 居宅サービス事業所が長期連休を取得することにより、利用者がサービスを利用できず生活に支障が出る可能性がある場合は、他の居宅サービス事業所への振替やショートステイの利用を調整するなど、利用者が必要なサービスを利用できるよう対応すること。
- 貴居宅介護支援事業所が長期連休となる場合は、利用者及びその家族並びに居宅サービス事業所に周知すること。
- 利用者が通常どおりのサービスを利用せず、独居や高齢者のみで過ごす期間が長くなる場合は、緊急時の対応として、医療機関等の連絡先を確認しておくなど、利用者の安全確保を図ること。

【担当】

北九州市 保健福祉局 地域福祉部
介護保険課 事業者支援係

TEL : 093-582-2771